

池田文書の研究 (61)

官庁関連の書簡 (その 4)

池田文書研究会

108 明治 年 11 月 11 日 (1172)

昨夜御通達仕置候明十二日横浜根岸へ行幸御供奉之義、該日は貴官御明番よりと申上候処、右は全間違ニ御座候て、本日は岡玄卿殿当直ニ [欠] 成、貴官には明日御当番にて御供奉ニ相成候御義故更ニ此段申上候、併シ昨夜伺置候御都合も被為在候ニ付、否御報答奉願候也

十一月十一日

侍医当番

池田一等侍医殿

候処、先生御加減相成候様只今御本人より被申出候得共、何共御嘶無之ニ付、一応拝承仕度、此者へ貴答奉願上候也

十四日

↗

池田一等侍医殿 平辞

侍医局

↗

109 明治 年 8 月 8 日 (1173)

拝呈仕候、然は過日伊香保表へ御用派出之節、御帰り途中高崎表へ一日御滞在之趣、右は御用筋之為メ御滞在ニ候哉、又は御私用之為ニ候哉、否承知致度旨出納課より被申越候間、此段及御照会度、否御報可被降候也

八月八日

↗

池田一等侍医殿

侍医局

↗

112 明治 年 11 月 15 日 (1183)

拝啓、皇太后宮来ル十八日午後第一時御出門、日比谷門内観古美術会場え行啓被仰出候、右ニ付方成殿繰上り午後第一時迄ニ御出番相成候、貴官ニは御明番も御供奉ニ付、此段御通達申上候也

十一月十五日

侍医当番

池田一等侍医殿

110 明治 年 3 月 24 日 (1178)

明廿五日午前十一時御出門皇后宮浜離宮へ行啓被為在候ニ付、明番にて供奉相務候間、別時刻御早出有之度候、此段為御心得申上候也

三月廿四日

侍医局当番

↗

池田一等侍医殿

↗

113 明治 年 5 月 21 日 (1185)

拝啓、然ハ昨日午後より竹内殿御当直之処、御内室義曾病臥ニ罷在候所、昨夕より容体至極不宜候趣ニ付、岩佐殿へ急々御示談之上昨宵岩佐殿御上直ニ相成、今日行路供奉御務相成候、就ては竹内殿御出勤之程も難計候間、尊官ニ御繰上今日御当直被下候様岩佐殿より被申聞候ニ付此段申上候也

五月廿一日

↗

池田一等侍医殿

赤坂医員直

↗

111 明治 年 月 14 日 (1180)

至急拝啓仕候、然は堤書記官之点眼水是迄硫酸亜鉛水ニグレイナーオンスノ者、一昨日来投与相成

114 明治 年 10 月 21 日 (1187)

(封筒表) 池田一等侍医殿 執事御中

(封筒裏) ↗ 侍医局

拝呈仕候、陳は来ル廿四日群馬県下へ御供奉ニ付、御召物之義申上置候処、調度課より明廿二日

午前之内差出候様通知有之候間、明朝為御持相成候様致度、此段御報知申上候也

十月廿一日 侍医局
池田殿 執事御中

115 明治 年 10 月 31 日 (1188)

拜啓、然ハ旧建御殿ニ御住居之一条総子⁽¹⁾之方御病氣ニ付、皇后宮より貴官ヲ以為御見舞御參診ニ相成度旨被仰出候趣、児玉書記官より御達ニ相成候間此段御通達申入候也

但シ御宅より該御殿ヘ直様御往診之上御出省、御上申被成候て宜様被申聞候事
十月卅一日 赤坂侍医局
池田一等侍医殿

(1) 一條総子^{ふさこ} 公爵近衛忠熙^{ただひろ}の 4 女。公爵一條実良^{さねよし}の妻。実良の妹美子^{はるこ}は明治天皇皇后（昭憲皇太后）。

116 明治 年 1 月 18 日 (1189)

(封筒表) 池田一等侍医殿 御留守御中
侍医局当番

(封筒裏) 〆
拜啓仕候、然は過刻御廻し申上候宮内卿より之廻章御留守ニ候ハゞ、御写取り之上御点ヲ引キ此者ヘ御返却被下度御照会申上候也

一月十八日 侍医局
池田一等侍医殿 御留守御中

117 明治 年 月 17 日 (1190)

御処方拜見仕候処、新鮮麦奴御薬室ニ御備無之候間、則麦奴エキスーオンス甘草末適宜留丸分六包調進仕候間、右御承引可被下候也

十七日 侍医局
池田一等侍医殿

118 明治 年 1 月 8 日 (1191)

拜啓、然は昨日御転方ニ相成候聖上御丸薬コロンボ末六グレイン、大黃末二グレインと御記し有之、乾姜末之御分量御記載無之不分明ニ付、該御分量至急御回答被下度此段相伺候也

一月八日 侍医局
池田一等侍医殿

(注) コロンボ、大黃、姜（生姜）はいづれも健胃剤として用いる。

119 明治 年 10 月 13 日 (1192)

拜啓、然は高階経徳殿所勞引籠相成候ニ付、貴官乍御苦勞明十四日御繰上り御当直相成度、此段御通知申上候也

十月十三日 侍医局
池田一等侍医殿

120 明治 年 12 月 11 日 (1193)

明後十三日吹上御苑え行幸可被為在之処御延引、更ニ十七日同時御出門行幸被遊候旨被仰出候間、此段上申仕候也

十二月十一日 侍医局

121 明治 年 11 月 20 日 (1194)

明廿一日午前九時御出門植物御苑ヘ行幸被為在候旨被仰出候条、此段相達候也

但供奉奏任官以上着服フロッツ（ク）コート
右之通御達相成ニ付、貴官青山御所御伺濟之上同所ニ於御交代相成候様御通知申上候也

十一月廿日 侍医局
池田一等侍医殿

122 明治 年 3 月 20 日 (1197)

(封筒表) 池田一等侍医殿 供奉用

(封筒裏) 〆 三月廿日 侍医局

拜啓仕候、然ハ来ル廿二日午前七時三十分御出門、浜離宮ヘ行幸被仰出候処、貴官伊東方成殿と前後御替番之趣ニ付此段及御通知候也

追て当日微雨ニても被為在候条、添テ御通知申上候、且又伊東方成殿ハ青山御所拜診濟之上供奉先キニ於て御交代可相成候間、此段御承知可被降候也

三月廿日 侍医局当番
池田一等侍医殿

123 明治 年 月 24 日 (1199)
(封筒表) 池田一等侍医殿 御請

侍医局当直

(封筒裏) ㄥ

御手紙表通正ニ落手仕候、伊東一等侍医殿義本日は行幸供奉之処、未還幸不被為在候間、帰局次第右御翰御渡可申上候、御請迄如此御座候也

廿四日

侍医局当番

池田一等侍医殿

124 明治 年 6 月 9 日 (1200)

来ル十一日午十二時三十分御出門三田育種場へ行幸被為在候旨被仰出候條、此段相達候也

六月九日

前書之通只今御達相成候間、貴官同日該場ニ於テ御交代相成候、御当番順ニ付此段御通知仕置候、尚同日御入場之切符は請取次第御廻し可申候也

六月九日

追て同日雨天御延引御座候

ㄥ

池田一等侍医殿

侍医当直

ㄥ

125 明治 年 8 月 30 日 (1202)

来ル九月一日午前十一時御出門、延遼館へ行幸被為在候旨被仰出候、貴官御明番供奉御順付、此段及御通達候也

八月三十日

侍医当番

池田一等侍医殿

126 明治 年 4 月 19 日 (1207)

拜呈、然は明廿日午前九時御出門博覧会为天覧行幸被仰出候ニ付ては、三御所共益々御機嫌克被為在候へ共、曾御申合置候通り少々御早め御出勤之節、青山御所御拜診之儀御苦勞相願度、此段御依頼旁及御通知候也

四月十九日

侍医当番

池田謙斎殿

127 明治 年 6 月 25 日 (1208)
(封筒表) 池田一等侍医殿 侍医当番

(封筒裏)

来ル廿八日午前八時御出門千葉県下下総国印旛郡種畜場へ行幸、種畜改良之景況並泰西馬耕式天覧被為在候旨被仰出候條、別紙御休泊割相添此段相達し候也、右之通り被仰出候間、此段及御通知候也

六月廿五日

ㄥ

池田一等侍医殿

侍医当番

ㄥ

128 明治 18 年 1 月 31 日 (1209)

拜啓、青山女官忍命婦麻疹ニ付避病院え下り候様取計置候旨青山当番より申越候ニ付、早速昨日申上候様取計候処、今朝青ホリ⁽¹⁾方医局ニ被参、右患者ハ同人方ニ下宿相成候ニ付、医者は相對ニテ可頼旨被申候ニ付、左スレハ政敏⁽²⁾元行⁽³⁾兩人共病者出来迄從前之通当番可勤事と奉存候得共、一応方成殿⁽⁴⁾迄右之次第御伺申上候処、別紙⁽⁵⁾之通り御返書ニ付御心得迄ニ申上置候也

一月三十一日

侍医当番

池田一等侍医殿

(1) 青森の聞き誤り。

(2) 伊東政敏。 医員。

(3) 山科元行。 医員。

(4) 伊東方成。 侍医。

(5) 『東大医学部初代総理池田齋上巻 219 頁に伊東方成より竹内侍医宛の手紙 (整理番号 172 号) があり、この手紙に「青森方云々」の記載あり。

129 明治 年 10 月 1 日 (1210)
回章控

拜啓、高階殿明二日より出勤上直ニ致候間、御^(新字)番割左之通り改正候條及御通知候也

十月一日

侍医当番

伊藤^(ママ)一等侍医殿

池田一等侍医殿

改正御番割

一日 六日 玄卿
 二日 七日 経徳
 三日 八日 謙斎
 四日 九日 方成
 五日 十日 正信

右之通り

130 明治 年 月 日 (1211)

拜啓、来ル十九日午後二時三十分御出門、山縣参議邸へ行幸被為在候ニ付テハ、貴官供奉先ニ於テ方成殿ト御交代可相成候間、此段御達申上候也

供奉服は小礼服ニ候間為念申上候也

侍医当番

池田一等侍医殿

131 明治 年 11 月 26 日 (1212)

拜啓仕候、然ハ今朝明廿七日供奉先御交代之義申上候節供奉服之義失念仕候間、更ニ左之通申上候也

明廿七日供奉奏任官以上小礼服黒襟鈕

十一月廿六日

当番

池田一等侍医殿

132 明治 年 10 月 16 日 (1213)

拜啓、陳ハ高階経徳殿明十七日出頭、即日当番可相勤候ニ付、御番順左之通り改正候条、此段御達し申上候也

十月十六日

当番

池田一等侍医殿

御番順

十七日 高階

十八日 伊東

十九日 池田

二十日 岡

二十一日 岩佐

133 明治 年 9 月 23 日 (1214)

拜読、陳ハ本日御不参御届書則式部寮へ差出落手被為成申候也

九月廿三日

侍医当直

池田一等侍医殿

134 明治 年 4 月 20 日 (1216)

謹啓、陳ハ聖上夕拝診之義ハ本日より可被為免旨只今御沙汰ニ候間、御承知被下度、尤モ朝拝診ニハ午前八時迄ニ御参内有之度、此段御達シ申上候也

四月二十日

侍医当直

池田一等侍医殿

135 明治 年 7 月 3 日 (3102)

拜啓仕候、然ハ若梅典侍殿今晚御診察被相願候ハ、是非懇願致し度旨御内儀属ヲ以内々被出、尤明朝ハ御出発ニ付四五日間は御留守故今晚相叶候ハ、一応御診察願度由被申候間、此段否御都合拜承仕度候也

七月三日

医員当番

池田一等侍医殿

136 明治 12 年 9 月 8 日 (3103)

(封筒表) 八日午前九時前

池田一等侍医殿

早蕨典侍容体書入 御産所医員

(封筒裏) 〆

早蕨典侍容体昨夕御退出後先鎮静之処、午後十時頃ヨリ少腹攣痛時々有之、眠ヲ妨ケ今朝ニ至リ全ク鎮静ス、昨夕御差函之通り水散兩劑調托仕候、仍て此段申上候也

九月八日 午前九時前

御産所当番

池田一等侍医殿

137 明治 年 5 月 2 日 (1149)

明三日皇太后宮午前九時御出門ニテ博覧会へ行啓被為在候、右ニ付朝拝診ハ当番ニテ相勤、夫より直様青山へ相廻候ニ付、貴官其御心得ニテ御早出被成度、此段及御通知候也

五月二日

138 明治 年 5 月 11 日 (1150)

竹内殿昨日来所勞ニテ被引籠候ニ付てハ帰番ニ相成候故、交代之義先例之通り朝拝診済より退出、

午後四五時比上直之旨杉殿へ伺候処、夫にて可然旨内達有之候間、此段御承知被下、右得貴意度如此候也

五月十一日

139 明治 年 月 日 (1152)

改正御番割

十八日 正信

十九日 純

廿日 盛貞

廿一日 謙齋

廿二日 方成

右 [後欠]

140 明治 14 年 10 月 23 日 (1153)

英皇孫隨行之海軍中將所勞ニ付、為御尋侍医被遣候ニ付てハ貴官御当直より御出ニ相成候旨宮内卿より御達ニ相成候、右ニ付一応御出局ニ相成、午後二時発汽車ニテ御出被成御都合ニ有之よし、服ハ尋常ニテ宜クフロックコート御用、外套サへ御用不被成候得ハ宜ト申事ニ有之候、此段御承知可被成候也

十月二十三日

141 明治 年 11 月 13 日 (1159)

↗

(端裏書) 池田謙齋殿 侍医当番

↗

拜啓、然ハ岩佐純殿所勞輕快ニ付、明十四日出番可致旨今申来候間、貴官明後十五日御当直ニ相成候ニ付、此段及御報知候也

十一月十三日 午後五時

142 明治 年 1 月 21 日 (1165)

記

一、御服包 壱

一、サハヘル⁽¹⁾ 壱

一、小菓子文庫包

右之品御使之者え相渡差上候間、以後御受取有之度候也

一月廿一日

↗

池田殿 執事御中 包添 侍医附

↗

(1) サーベル (西洋風の刀剣) のこと。

143 明治 年 1 月 日 (1168)

御番割

一月十二日 謙齋

十三日 正信

十四日 純

十五日 経徳

十六日 方成

十七日 盛貞⁽¹⁾

↗

(1) 伊東盛貞 明治 16 年 11 月 5 日病気により侍医退任。よってこの手紙は明治 16 年以前のもの。

144 明治 年 3 月 15 日 (1171)

岩佐二等侍医殿忌引相成候ニ付、貴官明後十七日御当直之様過刻御達シ申上候処、伊東方成殿所勞ニ付、三四日引籠加養被致度段唯今申候、就ては乍御苦勞貴官御繰上り明十六日御当番相成候間、猶又此段御通達申上候也

三月十五日

侍医当番

池田謙齋殿

145 明治 14 年 5 月 7 日 (1181)

来ル九日午前七時御出門麻布辺え行幸、從二位嶋津忠義別邸ニ於テ御休憩、還幸掛大崎村同人本邸へ御立寄被遊候旨被仰出候、就ては貴官明番供奉御順と奉存候間、此段御通知申上候也

五月七日

侍医当番

池田謙齋殿

146 明治 年 7 月 29 日 (1182)

賜暇順別紙之通りニ御座候間、御番順左之割ニ御出頭可被成候

七月三十一日 純

八月一日 正信
 // 二日 謙斎
 // 三日 盛貞
 右四番準之

兼て貴官より方成君へ御入魂之義は御同人昨日参省ニ付篤と御談申置候へは御承知ニ相成候、則八月十日より同廿九日中貴官御休暇ニ付、同三十日より九月八日迄方成殿休暇被成候、右ニ付純殿は九月九日より二十日間休暇ニ相成間、左様御承知可被下候也

七月廿九日 侍医当番
 池田謙斎殿

147 明治 年6月5日 (1184)

拜啓、陳は只今田辺書記官より別冊持参有候、右は御手元へ差上天覧ヲ願答ニ候得ハ、書中不都合等無之哉判別致呉候旨ニ御坐候、右は如何取計候ケ宜敷候哉伺申上候也

六月五日 当番侍医
 池田謙斎殿

尚々右小冊は直ニ御上へ差出候者ニ候得ハ、可成汚さぬ様通読願度ト被申候

148 明治 年10月28日 (1201)

(封筒表) 池田様 御取次御中

青山侍医局当直

(封筒裏)

拜啓、然は過刻先生御参殿之節、九條殿え御調進相成候実芟答利私⁽¹⁾葉之件、早速取寄候ニ付御回し申上候、御落手被下先生御帰館ニ候ハ、御一覽被下候様仕度候、草々頓首

十月廿八日 青山侍医局当直
 池田様 御取次御中

(1) 実芟答利私^{じきたりす} ゴマハグサ科の植物。強心剤、利尿剤として使用。

149 明治 年5月29日 (3331)

今朝聖上拜診仕候処、御異状不被為在益御機嫌能奉候候、拜診済御直ニ御腹部并御下肢等久々拜診不仕候ニ付、明朝御洋服御着用前拜診被仰付様願

上候処、速ニ聞食候、右ニ付午御苦勞明卅日午前第六時三十分御出頭被下度候、早天御迷惑千万恐察仕候得共、何卒右時刻不遅御出局奉願候、右は今日多分拜顔可申上と存候得共、懸違ひ御面会之程も難計候ニ付、以書中右得御意候也

五月廿九日

150 明治 年 月6日 (3342)

岩倉洗子、右所勞ニ付皇后宮より明七日午後二時池田侍医被遣候事

但治療致居候医師ニ池田見込申談様、且本人え思召ヲ以被遣候義ハ不申聞候様

151 明治 年3月11日 (3348)

今日も御苦勞至極ニ奉存候、陳ハ明日午後六時より八時[欠]比迄誠ニ不得止要用事出来仕候、何分兩人之義故振替も頼兼当惑罷在候、右ニ付小生交代二時ニハ出頭仕候間、直様青山へ上、竹内君ト交番仕候ニ付、貴官ニハ四時迄ニ御出頭被下、右五時過キより八時過キ迄之間青山ニテ赤坂当番之義御心得被下、万々御用之節ハ宜御代理被下候義奉願度哀願ニ有之候、不遜より美辞の雄如何可有之哉、夫ニて可然被思召候得ハ何卒御承知被下候様奉願度、右ニてハ不可然様有之候得ハ、早々其処置ニ仕度御内慮御示之様奉希候、若御許容被下候へハ青山御交代ハやはり二時ニ哉、是亦伺置度、右午御手数御一揮御否ヲ奉仰候、取急キ奉願度迄、草々不乙

三月十一日

尚々青山御所御容体も即日香川へ御内話有之候、日中ハ先詰合無之候ても可然哉ニも可有之、否ニ候得ハ旁本書之趣ニ承知被下候得ハ難有、併不都合ニ被思召候得ハ何卒御垂示奉候、何卒誠ニ無抛事件ニ付不得止願出候段御推察可被下候、再白

152 明治 年9月6日 (3350)

(端裏書)

池田謙斎殿 侍医

拜啓，御内儀ニテ御用有之候間，御出頭可被成旨被相達候ニ付，此段御通知申進候也

九月六日

尚御頂戴御看御廻し申上候

153 明治 年7月17日 (3615)

拜啓，皇太后宮今夕七時拜診，今朝貴官御後，別段御異状不被為在候，併シ御大便極少々ツ、三回，貴官御伺後十二時前迄ニ被為在候，尤も其節ハ少々之御腹痛モ被為在候由，十二時後は今に至り御便氣且御腹痛も不被為在，御氣先至て御宜敷被為在候，明朝は貴官之御都合如何候哉難斗候得共，下拙ニハ明朝拜診ニ参上之心得ニ御坐候間，御心得迄ニ此段申上置候也

七月十七日

154 明治 年 月 日 (3626)

御文拜見仕候，然は近火御尋としてし壺重御贈り被下難有頂戴仕候，御心頭ニ懸られ態々御遠方之処御入遣ひ被申，御念入候御事厚く御礼申上候，いづれ拜顔御礼可申候へ共，皆々様へ宜敷被仰上可被下候，取込中一応御請迄，早々如斯御坐候，以上

三月七日

尚々私事明日当番之処，先夜彼是之動揺仕り候故か少々持病ニ相障り，何分一兩日之処難儀仕り居り候間，毎々誠ニ恐入候へ共少々加養仕り度，過刻御所へ御届差出し申候，就てハ定 [欠] 氣の毒なか [欠] 貴官御繰 [欠] 番可相成 [欠] 可被下，乍 [欠] 如此御座 [欠]

155 明治 年8月4日 (3633)

炎暑之候 [欠] 被為渡奉恭賀 [欠] 二位局温 [欠] 御入湯之義，唯今御伺済相成候付表向大臣えも申上置事ニ御坐候，就てハ例之通医員一名隨行義，可然御取計被成下度奉願候，来ル十日御出発之積ニテ [欠] 御迷惑ニ存候へ共，御局 [欠] え御命し奉願候，右奉願度草々拜啓

八月四日

義惟

池田殿 侍史

156 明治20年 月 日 (3691)

(封筒表) 池田侍医局長官殿 御親展

(封筒裏) 封 青山侍医局ニテ 高階経徳

侍医局職員服務規程

第一條 侍医局長官ハ局員ノ服務規程ヲ頒チ之ヲ遵守セシムル事ヲ掌ル

第二條 勅任侍医ハ一人宛 聖上，皇太后宮，皇后宮ノ御療治主任者タルヘシ

第三條 前條主任ノ侍医ハ当直定日ノ外ニ臨時参候スヘシ (付箋 時々御機嫌伺トシテ参候之方可然ヤ)

第四條 奏任侍医ハ一人宛兩御所ニ昼夜当直スヘシ

第五條 当直侍医ハ日々聖上，皇太后宮，皇后宮ノ御平候ヲ拜診シ，若シ御異常ノ御事アラハ臨時御薬ヲ供進シ，直チニ主任ノ侍医ニ報知スヘシ

第六條 前條ノ御場合ニ於テハ緩急ヲ因リ，直ニ本省上局へ取敢ズ報知スルコトアルヘシ

第七條 御仮床中ハ主任者ノ外勅任，若クハ奏任侍医一人ツ、拜診スヘシ

第八條 前條拜診ノ節々ハ大臣或ハ次官及侍従長，皇太后宮大夫，皇后宮大夫へ御容体ヲ具申ス，若シ前官不在ノ節ハ，当直書記官及侍従ノ首座ニ具申スヘシ

第九條 当直侍医ハ日々御膳誌ヲ検査シ御膳膳ヲ試嘗ス

第十條 府外并第二公式以上ノ行幸行啓供奉ハ勅任侍医担当スヘシ，但シ御別列ニテ二員ヲ要スル時ハ奏任侍医加勤スヘシ

第十一條 府内行幸行啓供奉ハ奏任侍医担当スヘシ，但シ順番ヲ立テ置キ次第ニ相勤ムヘシ

第十二條 皇太后宮供奉ハ青山御所当直明番ヲ以テ相勤ムヘシ

第十三條 勅任侍医遠方供奉，若クハ御用派出等ノ節ハ，其日数ノ多少ニ応シテ若干ノ当直ヲ猶予スヘシ

第十四條 勅任侍医当直定日差支之レ有ルハ，同資格ニテ代勤スヘシ

第十五條 奏任侍医当直定日差支之レ有ルハ，同

- 資格ニテ代勤シ、若所勞ニテ日数ヲ経ル時ハ、同資格ニテ繰上ケ当直スヘシ、但一週已内ノ所勞引ハ出勤ノ上返番ヲ要セス
- 第十六條 忌服引籠ハ省中一般ノ規定ニ依ルヘシ、若シ祭日当直ニ会フ時ハ後番ト繰リ代ユヘシ（付箋 此條ハ不要用モ可有之、取消可申候）
- 第十七條 宮中ニ於テ諸官吏并雇夫職工ニ至ル迄、疾病及創傷ニ罹ルトキハ其請ニ応シテ当直侍医々員ノ内ニテ治療スヘシ
- 第十八條 前條ハ一時ノ急ニ応スルモノニテ、若シ経久ノ患者治療ヲ乞フトキハ処方箋ヲ附与スヘシ
- 第十九條 女官并針女下女等ノ患者アルトキハ当直ノ侍医々員ニテ治療シ、翌日ノ当直者へ精密ニ申送り、粗漏之レ無キ様取扱ヘシ、若シ患者不容易ノ容体ト見認ルトキハ、直ニ御内儀桂ノ属官ニ報知スヘシ
- 第二十條 宮中医務衛生ニ関スルノ事項ハ奏任侍医二名以上委員トナリ、常ニ爰ニ注意シ、意見アラハ原案ヲ起稿シ局議ニ付スヘシ、若シ伝染病流行ノ際ハ特ニ会議ヲ開キ、侍医局長官其議長トナリ之ヲ審議決裁シテ本省ニ具申スヘシ
- 第二十一條 常時ニ在ツテモ宮中ニ於テ特発伝染病患者之レ有ル時ノ予防法ハ、兼テ委員ニ於テ成規ヲ設ケ局員ヲシテ予メ通知セシメ、臨期ノ処分ヲ為サシムヘシ
- 第二十二條 宮中医務衛生ニ関スル理化学上ノ諸検査等ハ委員ノ見込ヲ以テ時々施行スヘシ
- 第二十三條 医療器械ニ関スル事項ハ奏任侍医二名医員二名以上主任者トナリ、規定ニ依リ之ヲ担当スヘシ
- 第二十四條 書籍并医務ニ関スル書類取扱ハ奏任侍医二名以上主任者トナリ、規定ニ依リ之ヲ担当スヘシ
- 第二十五條 医員ハ仮皇居ニ二名、青山御所ニ一名宛昼夜当直スヘシ
- 第二十六條 前條ノ当直ハ一ヶ月毎ニ兩所交換スヘシ、其番順ハ侍医局長官ノ認可ヲ経ヘシ
- 第二十七條 医員ハ御藥調献ヲ始メ総テ調剤ヲ掌ルヘシ
- 第二十八條 医員ハ侍医ノ助手トナリ宮中ノ患者ヲ治療スヘシ
- 第二十九條 医員ハ侍医ニ代リ御膳饗ヲ試嘗スヘシ
- 第三十條 府内行幸行啓ノ節ハ委員1名、明ケ番ヲ以テ供奉スシ、但シ府外及遠方行幸行啓ノ供奉ハ、兼テ順次ヲ立テ置キ次第ニ相勤ムヘシ
- 第三十一條 医員臨期所勞引籠一週間ニ盈タザル時ハ同僚へ頼合セ、出勤ノ上ハ返番スヘシ、其一週間ヲ過ルモノハ所勞引籠届書ヲ差シ出シ、返番ヲ要セスト雖トモ其已前頼合ノ当直ハ必ス返番スヘシ、但シ本條頼合ノ節ハ仮皇居、青山御所トモ医局へ申出ヘシ、医局ニ於テハ其次番ヲ繰上ルモノトス
- 第三十二條 薬剤師ハ藥品鑑別及製劑ヲ總掌ス、殊ニ御上用ノ藥品ハ、化学的顯微鏡の其他ノ方法ヲ以テ精密ニ、其良否ヲ鑑別スヘシ
- 第三十三條 薬剤師ハ御藥室并御製藥所ヲ惣轄スヘシ
- 第三十四條 御上用ノ藥品ハ殊ニ確實ナルヲ要スルカ為メ、可成丈ハ御製藥所ニ於テ精製スヘシ
- 第三十五條 薬剤師ハ御藥ヲ始メ調剤ノ事ヲモ分担スヘシ
- 第三十六條 薬剤師ハ衛生委員ノ請ニ応シテ、衛生ニ関スル理化学上ノ諸検査ヲ為スヘシ
- 第三十七條 薬剤師ハ凡ソ一ヶ年ニ兩回御膳水ヲ試験シ、其性質ノ良否ヲ侍医局長官ニ報知スヘシ
- 第三十八條 薬剤師ハ普通休暇日ノ外日勤スヘシ
(宮内省用箋使用)
- 侍医局医療器械取扱規程
- 第一條 医療器械取扱ハ奏任侍医二名医員二名以

- 上ヲ以テ主任者トナス
- 第二條 主任者ハ器械惣數ノ原簿及使用簿ヲ設ケ時々調査スヘシ
- 第三條 主任者ハ諸器械ノ位置ヲ整頓シ、同品數種アルモノニハ各号字ヲ附シ、使用ノ際少モ緊乱セサル様注意スヘシ
- 第四條 御上用ノ諸器械ハ各別号ヲ附シ、原簿使用簿トモ臣下用ト明カニ之レ区分ヲ立ツヘシ
- 第五條 使用者ハ御上用器械臣下用器械トモ主任者ニ其要スル器械ヲ請求シ、使用済ノ上返附スヘシ、但シ主任者不在ノ節ハ直ニ之ヲ使用シ、原ノ位置ニ返附スヘシ、若シ使用ノ際破損ノコトアレハ使用簿ニ記載シ置キ、主任者ニ報知スヘシ
- 第六條 主任者ハ前條ノ使用簿ヲ當直ノ医員ニ囑托シテ、不在ノ節ノ便宜ニ応スベシ
- 第七條 使用者ハ器械据置所ノ位置ヲ聊モ変換スヘカラズ、且ツ使用（挿入日數ヲ経ル時ハ）其月日及器械ノ名ヲ簿記捺印スヘシ、返付ノ節モ亦然リ、但シ即日使用即時返付スルハ此限リニアラズ
- 第八條 主任者ノ見込ヲ以テ時々諸器械ヲ潔淨シ、巧□ヲ調査スヘシ
- 第九條 主任者ノ見込ヲ以テ須要ノ器械ヲ準備セント欲スル時ハ、侍医局長官認可ヲ経テ購求スルコトヲ得
- 第十條 諸器械ハ医官ニ限り主任者ノ認可ヲ得テ一時拝借スルコトヲ得ルト雖トモ、予メ拝借証書ヲ出シ、日數ヲ期シテ返納スヘシ、若シ破損スルモノハ償還ヲ命スヘシ、但シ主任者ノ都合ニヨリ認可セサルコトアルヘシ
- 第十一條 諸器械破損修繕及磨斫等ハ主任者ノ見込ヲ以テ為スコトヲ得
- 第十二條 廢棄不用ノ諸器械ハ主任者ノ見込ヲ以テ侍医局長官ニ申出テ認可ヲ得テ処分スヘシ
- 第十三條 府内行幸啓ノ節供奉侍医提携ノ器械ハ、主任者予メ備置キ臨時ノ便宜ニ応スヘシ

- 第十四條 日常使用ノ器械及消耗物品ハ毎回使用簿ニ記入スルコトヲ要セズト雖トモ、其部類ヲ分チ置所ヲ定メ主任者時々監査シテ乱用浪費之レ無キ様注意スヘシ

侍医局書籍及書類取扱規程

- 第一條 書籍及医務ニ関スル書類取扱ハ奏任侍医二名以上ヲ以テ主任者トナス
- 第二條 主任者ハ原書翻訳書其他本邦人著書等ヲ部分シ目錄ヲ作り、時々調査スヘシ
- 第三條 主任者ノ見込ヲ以テ内外新刊ノ書籍及必要ノ書籍ヲ準備セントスル時ハ、侍医局長官ノ認可ヲ経テ購求スルコトヲ得
- 第四條 内外医事新誌及雑誌等モ前條ノ手續ニ依ツテ購求スルコトヲ得
- 第五條 三御所御処方録親王方御容体書其外総テ医務ニ関スル書類ハ、書籍ト同シク取扱ヒ保存スヘシ
- 第六條 局中ニ於テ書籍閲覧勝手タルヘシト雖トモ、閲覧済ハ原ノ位置ニ復シ緊乱セサル様注意スヘシ
- 第七條 書籍ハ医官ニ限り主任者ノ認可ヲ得テ借覽スルコトヲ得ルト雖トモ、予メ拝借証書ヲ出シ、日ヲ期シテ返納スヘシ
- 第八條 主任者ハ書籍貸与簿ヲ設ケ、前條ノ拝借人ノ姓名及月日ヲ記載スヘシ、返納ノ時モ亦然ス

(注) 付箋，挿入は高階経徳によるもの。

- 157 明治20年4月28日 (1205)
 拝見、然は令聞⁽¹⁾君永々御病氣之処、御養生御叶不被遊御死去之由、驚愕之至嘸々御愁嘆之段奉恭察候、右御届書御差出シ相成正ニ落手仕候、御忌服日數ハ取調之上書キ入れ、早速本省え差出し可申候、御請迄如斯候也
 四月廿八日 侍医当番
 侍医局長官 池田謙斎殿
 追て御忌服日數は取調之上、是為早々御報知可申上候也

- (1) 令閨 池田謙齋妻幾子。明治 20 年 4 月 28 日没。享年 29。 度候也
一月十六日 侍医局
池田長官殿 執事御中
- 158 明治 年 4 月 27 日 (1196)
渡辺侍医殿⁽¹⁾昨日来御所勞ニ付、兩三日引籠療養被致度旨被届出候間此段上申仕候也
四月廿七日 侍医局
池田長官殿
- (1) 渡辺悌二郎 明治 21 年 12 月より奏 4 等侍医
159 明治 年 1 月 15 日 (1024)
爵位局内蔵寮より別封呈送被致候間、御送仕候条御落手之上御諾否至急相伺度此段申上候也
一月十五日 侍医局
池田長官殿 執事御中
- 160 明治 年 4 月 13 日 (1026)
別紙只今内務省より御送付ニ付御送仕候間、御落手被成下度候也
四月十三日 侍医局
池田長官殿 執事御中
- 161 明治 年 月 23 日 (1027)
拜啓仕候、陳は殿下全ク御平常之様ニ奉伺候得共、今日より御食事は如何可仕候哉、尤昨日岡氏より申談ニハ今日より御平常之通りと申毎ニ御坐候間、御朝食ハ御パン差上候得共、御昼御夕等ハ如何可仕哉、奉伺候、早々拜具
廿三日 侍医当番
池田長官殿
尚明日より之御服も如何可仕哉奉伺候
- 162 明治 年 1 月 16 日 (1030)
別紙陸軍医務局より御届相成候間、御落手被成下
- 163 明治 年 11 月 11 日 (1157)
拜読、陳は
芥子末 一瓶
無色沃丁 三〇・〇
御使へ相渡候条御落掌奉願候也
十一月十一日 侍医当直
池田長官殿
- 164 明治 年 12 月 31 日 (1170)
拜啓、唯今本省書記官田辺新七郎より左之通り申通し候間申上候也
明朝之四方拜御止メ、本日午後大祓等は御表え出御ニて御施行相成候、朝拝は何共不被仰出候間、多分被為在候事と心得候
右之外本日午後御出頭之時刻尋ニ付、承知不致ト答置候、今日侍医え御仮床願出候哉如何ト尋ニ付、承知不致趣答置候、右之事件而已ニて他ニ何等之事も相尋ハ無之候、併何之仔細哉分リ兼候間、承り候俣申上候也
十二月三十一日 侍医当番
池田長官殿

[主要参考文献]

- 朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社 1994 年 11 月 30 日発行
池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋』上・下巻思文閣出版 2007 年 2 月 25 日発行
吉田忠・深瀬泰旦編『東と西の医療文化』遠藤正治著「明治期の侍医制度と池田文書」思文閣出版 2001 年 5 月 11 日発行
大植四郎編『明治過去帳』東京美術 1971 年 11 月 20 日発行